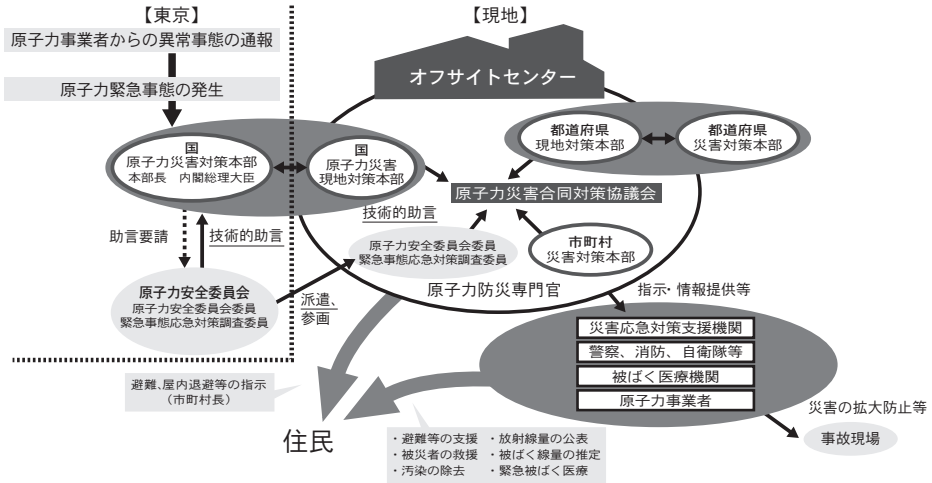


原子力災害対策特別措置法下の対応体制



2009年版『原子力安全白書』より

屋内待避および避難等に関する指標

予測被曝線量 (ミリシーベルト)		防護対策の内容
全身 (外部被曝)	甲状腺	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、または、避難すること。

災害応急対策、復旧活動：50ミリシーベルト

災害防止、人命救助等緊急やむをえない場合：100ミリシーベルト

(作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体について300ミリシーベルト、皮膚について1シーベルトの限度を併用)

原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会「原子力発電所等周辺の防災対策について」より

飲食物摂取制限に関する指標

単位：ベクレル/kg (または l) 以上

対象	ヨウ素131	放射性セシウム	アルファ核種
飲料水	300	200	1
牛乳・乳製品	300	500	1
野菜類	2,000 (根菜、芋類を除く)	500	10
穀類	—	500	10
肉・卵・魚その他	—	500	10

原子力安全委員会原子力発電所等周辺防災対策専門部会「原子力発電所等周辺の防災対策について」より

*チェルノブイリ原発事故後の輸入規制値

放射性セシウム (セシウム134 + 137) : 370